

農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成労に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外務大臣
農林水産大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成労制度に共通する事項

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野（育成労法第 2 条第 3 号ロの「労働者派遣等育成労産業分野」を含む。））

農業分野

2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

農業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である農業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための取組として、業界では、生産性向上につながる品種や栽培

技術の普及・拡大等、農業者の多様なニーズに対応した様々な取組を行っている。また、農林水産省としても、こうした業界の取組に対して補助事業等による支援を実施するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）等を通じた農業の担い手への農地の集積・集約化を推進している。その結果、全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェアは、平成 25 年度の 48.7%から令和 6 年度には 61.5% に増加している。このほか、ロボット、A I、I o T 等の先端技術の活用によるスマート農業の実用化に取り組んでいる。

イ 国内人材確保のための取組

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

業界では、次の取組を行っている。

- ① 地域の企業等と連携し、人手不足に悩む農家と農作業に従事したい人材のマッチング等の取組

農林水産省としては、次の取組を行っている。

- ② 次世代を担う農業者の研修に対する資金の交付
 - ③ 女性の活躍支援や、多様な人材の雇用が進んでいる農福連携等の推進等
- これらの取組により、若者・女性・高齢者等の多様な農業人材の確保・育成等にも努めている。

（イ）待遇改善

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、就労条件の改善等に取り組んでいる。

（ウ）安全衛生対策

農作業中の事故を防止するため、各地域において農業者に向けた農作業安全に関する研修の実施を推進している。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の成果

上記（ア）、（イ）及び（ウ）の取組により、49 歳以下の新規雇用就農者は 2015 年から 2023 年まで平均約 8,000 人程度で推移、基幹的農業従事者に占める女性割合は 2020 年から 2024 年まで約 4 割程度で推移、農福連携に取り組む主体数は 2019 年度から 2024 年度で約 4,000 主体増加などとなっている。

また、農業における死傷年千人率は、令和 4 年 5.6、令和 5 年 5.8、令和 6 年 5.6 となっており、概ね横ばいで推移している。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

農業分野では「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において、「農地が限られた面積しかなく、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれることに加え、気候変動の農業生産への影響が顕在化している中にあっても、農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及とが効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保する。」としており、農地面積の確保目標に向けて、令和 10 年度の農地面積を 417 万 ha と見込んだ場合、令和 10 年度に必要となる就業者数を推計すると、136 万 8,000 人となる。

この点、令和 6 年度における農業分野の有効求人倍率は 2.03 倍（農耕作業員 1.72

倍、畜養作業員 3.83 倍）と、全平均の 1.25 倍と比較し、0.78 ポイント高く、同分野の人材確保は困難な状況にあるといえる。さらに、基幹的農業従事者（15 歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営業に従事している者）は、平成 12 年の 240 万人から令和 6 年には 111 万人と半減し、その年齢構成のピークは 70 歳以上の層となっており、農業者の減少・高齢化が進展している。

同分野における現時点（令和 5 年度）の就業者数 138 万 7,000 人は、将来的な就業者数の減少見込みを踏まえると、令和 10 年度の就業者数は 97 万 9,000 人となる見込みであり、同年度には 38 万 9,000 人程度の人材が不足することとなるが、上記（2）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 28 万 9,400 人程度緩和されることが見込まれるもの、なお 9 万 9,600 人程度の人手不足が見込まれる状況である。

かかる状況の下、食料安全保障を確保しつつ、持続的な食料供給を行っていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国の農業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

（4）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 農業分野全体の受入れ見込数

農業分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、9 万 9,600 人である。

当該受入れ見込数は、農業分野において、令和 10 年度には 38 万 9,000 人程度の人手不足が見込まれる中、経営規模拡大等による生産性向上（これまでの生産性向上のペースを維持したと仮定すると令和 10 年度までに 20 万 9,400 人程度）や、農業への人材の呼び込みと定着に向けた取組等により追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 8 万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

農業分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、7 万 3,300 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

農業分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、2 万 6,300 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（1）農業分野をめぐる人手不足状況の把握方法

農林水産大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 農業分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 就業者数、雇用農業者数、新規就農者数

- ④ 特定技能制度における農業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成労制度における農業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成労の協議会」という。）による特定技能所属機関、育成労実施者等からの状況把握等
- （2）入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項
- ① 農林水産大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。
- （3）育成労法第12条の2の規定による育成労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項
- ① 農林水産大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成労認定（育成労外国人及び育成労認定が育成労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成労認定の再開の措置を求める。
- 4 その他特定技能制度及び育成労制度に係る制度の運用に共通する重要事項
- （1）特定技能外国人及び育成労外国人のキャリア形成等に関する事項
- 農林水産省は、関係業界等と協働して、育成労、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講や資格取得等を内容とする農業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。
- 農業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。
- ① 講習受講・資格取得
② 日本語能力

③ マネジメント経験

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、農業分野における特定技能外国人又は育成労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、特定技能・育成労の協議会を組織し、特定技能・育成労の協議会において、外国人材が不足している地域について、外国人材不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人材の適正な受入れに資する取組等の協議を行う。

特定技能・育成労の協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人材の適正な受入れに資する取組や関係する制度関係機関等に対する働きかけを行う。

さらに、農業の次世代を担う人材の確保・育成、スマート農業の推進等による生産性の向上等の施策を通じて、農業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、農村地域の維持・発展を図る。

そのほか、農林水産省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成労外国人、特定技能所属機関及び育成労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、農林水産省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

農業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

農業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

次のいずれかを満たすこと。

- ① 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（職長）としての実務経験
- ② 農業の現場における実務経験

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

農業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）ア①の技能水準にあっては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1（1）ア②の技能水準にあっては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

農業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を特定技能所属機関として、外国人を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

農業分野においては、①冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁忙がある、②同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応するため、農業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ① 直接雇用形態の場合、特定技能所属機関となる事業者は、労働者を6月以上雇用した経験又はこれに準ずる経験があること。
- ② 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。
 - i 特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有していること。
 - ii 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を6月以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者であること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。
- ④ 特定技能所属機関及び派遣先となる事業者は、特定技能の協議会に対し必要な協力をを行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関及び派遣先となる事業者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会に対し必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること。
- ⑦ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

農業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの

- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講
- （2）育成労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準
- ア 技能水準
- 別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの
- イ 日本語能力水準
- 上記1（1）①に掲げるもの
- （3）育成労を終了するまでに求められる水準
- ア 技能水準
- 別表3のd. 技能水準（育成労終了まで）の欄に掲げるもの
- イ 日本語能力水準
- 「日本語教育の参考枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの
- 2 育成労外国人の育成に関する事項
- 農業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。
- その上で、育成労計画に沿って、3年間の育成労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、農業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。
- 3 育成労産業分野における本人の意向による育成労実施者の変更（転籍）に関する事項
- （1）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準
- 農業分野において育成労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。
- ア 技能水準
- 別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの
- イ 日本語能力水準
- 「日本語教育の参考枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの
- （2）転籍制限期間
- 転籍制限期間は1年とする。
- 4 その他育成労制度の運用に関する重要事項
- （1）業務区分及び育成労外国人が従事する業務
- 農業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。
- （2）育成労外国人の雇用形態
- ア 雇用形態
- 農業分野の事業者を育成労実施者とする直接雇用形態及び労働者派遣事業

者を育成労実施者として、外国人を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

農業分野においては、①冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁閑がある、②同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応するため、農業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により育成労外国人を受け入れることが不可欠である。

(3) 育成労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成労実施者等に対して特に課す条件

- ① 労働時間、休日、休憩及び時間外の割増賃金に係る待遇について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に準拠していること。
- ② 直接雇用形態の場合、育成労実施者となる事業者は、労働者を 6 月以上雇用した経験又はこれに準ずる経験があること。
- ③ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。
 - i 育成労実施者となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており育成労外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有していること。
 - ii 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を 6 月以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者であること。
- ④ 育成労実施者及び派遣先事業者は、育成労の協議会に対し必要な協力をを行うこと。
- ⑤ 育成労実施者及び派遣事業者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑥ 育成労実施者は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

イ 育成労の内容に対して特に課す条件

入国後講習において「農作業安全に関する指導者」等による講習を受講させること。

別表1（第二1及び2関係）

項目番	a. 技能水準	b. 業務区分（従事する業務）
1	農業特定技能1号評価試験 (耕種農業全般)	耕種農業(栽培管理及び農産物の集出荷・選別等の農作業(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、栽培管理等の作業に従事する業務))
2	農業特定技能1号評価試験 (畜産農業全般)	畜産農業(飼養管理及び畜産物の集出荷・選別等の農作業(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、飼養管理等の作業に従事する業務))

別表2（第二1及び2関係）

項目番	a. 技能水準	b. 業務区分（従事する業務）
1	農業特定技能2号評価試験 (耕種農業全般)	耕種農業(耕種農業(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、栽培管理等の作業に従事し、工程を管理する業務))
2	農業特定技能2号評価試験 (畜産農業全般)	畜産農業(畜産農業(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、飼養管理等の作業に従事し、工程を管理する業務))

別表3（第二1、2、第三1、2及び3関係）

項目番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成労終了まで)
1	耕種農業	施設園芸	育成労評価試験(初級) (施設園芸)	育成労評価試験(専門級) (施設園芸)
		稻作・畑作	育成労評価試験(初級) (稻作・畑作)	育成労評価試験(専門級) (稻作・畑作)
		果樹	育成労評価試験(初級) (果樹)	育成労評価試験(専門級) (果樹)
2	畜産農業	養豚	育成労評価試験(初級) (養豚)	育成労評価試験(専門級) (養豚)
		家きん	育成労評価試験(初級) (家きん)	育成労評価試験(専門級) (家きん)
		養牛	育成労評価試験(初級) (養牛)	育成労評価試験(専門級) (養牛)